

亀岡市告示第 1 6 4 号

亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱（昭和 4 1 年亀岡市告示第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

第 2 条ただし書を削り、同条第 4 号中「開業・経営承継」を「創業」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 事業承継支援資金

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。ただし、第 2 条各号の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱第 2 条各号の規定は、令和 9 年度の申請分から適用し、令和 8 年度までの申請分については、なお従前の例による。